

## 認証評価会議運営細則

### （目的）

第1条 本細則は、法科大学院認証評価事業基本規則第17条に基づき、認証評価会議の運営に関してその細則を定めるものである。

### （議事進行）

第2条 認証評価会議は、認証評価会議議長（以下「議長」という。）が主宰する。ただし、議長に事故あるときは、議長が予め指名した者が議長代行者となる。

### （会議への出席）

第3条 認証評価会議へは、認証評価会議委員のほか、財団理事長、財団専務理事、財団の担当常務理事及び審議すべき議案に関する説明者、その他議長が必要と認める者が出席できるものとする。

2 議長は、必要があるときは、予め説明者等の出席を求めることができる。

### （会議の公開）

第4条 会議は、原則として公開とする。ただし、個別の法科大学院の評価に関わる議案の審議及び議長が必要と認める部分については、非公開とする。

### （会議の傍聴）

第5条 会議を傍聴しようとする者は、予め議長の許可を得て、これを行うことができる。

2 傍聴人は、傍聴に関して議長の指示に従うものとし、議長から退席を命じられた場合には退席しなければならない。

### （会議資料の公開）

第6条 会議資料は、原則として公開とする。ただし、個別の法科大学院の評価に関わる会議資料については非公開を原則とするほか、議長が必要と認めた場合には他の資料も非公開とすることができる。

### （議事録の公開）

第7条 議事録は、原則として公開する。ただし、個別の法科大学院の評価に

関わる部分については非公開を原則とするほか、議長が必要と認めた場合にはその他の部分についても非公開とすることができる。

( 守秘義務 )

第 8 条 認証評価会議委員は、法科大学院認証評価事業基本規則第 4 条に定めるほか、前条の定めに従い非公開とされた議事内容についても、守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務は、認証評価会議委員退任後も引き続き負うものとする。

( 任期満了後の議長の職務 )

第 9 条 議長は、任期が満了した後においても、次の認証評価会議が開催され、新たに議長が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。

附 則

第 1 条 本運営規則は、平成 16 年 7 月 13 日に制定し、同日より施行する。

附 則 ( 平成 18 年 5 月 16 日改正 )

第 1 条 第 9 条の改正規定は、平成 18 年 5 月 16 日から施行する。

附 則 ( 平成 22 年 12 月 1 日改正 )

第 1 条 本細則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。